

第29号議案

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を
改正する条例

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例（昭和48年島
根県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第1項第1号中「第72条の49の7」を「第72条の49の11」に改め
る。

第4条中「第2条第40号」を「第2条第37号」に、「第2条第12号の7の5」
を「第2条第12号の7の7」に改め、同条第1号中「第72条の49の7」を「第72
条の49の11」に改める。

第6条第1号中「第9条第10項」を「第9条第11項」に改める。

第7条第1項第1号及び第8条第1号中「第72条の49の7」を「第72条の49の
11」に改める。

附 則

この条例中第4条（同条第1号に係る部分を除く。）及び第6条第1号の改正
規定は公布の日から、第1条の2第1項第1号、第4条第1号、第7条第1項第
1号及び第8条第1号の改正規定は平成25年1月1日から施行する。